

## 議案第 6 号

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

内閣府令に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例にお  
ける基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるため提案するもので  
す。

## 我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「府令」という。）の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（職員）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの又は採用の日から起算して1年以内に修了することを予定しているもの」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。